

別記（１）

生産者支援事業

第１ 事業の目的

生産者等による、有機農産物の生産、流通、販売等に係る取組を支援することにより、県内における有機農業の取組を拡大する。

第２ 事業区分

交付要綱別表事業区分は次のとおりとする。

（１）チャレンジ事業

有機農業への試行的取組又はそれを支援する取組

（２）実践拡大支援事業

有機農業の本格展開や規模拡大の取組又はそれを支援する取組

なお、（１）、（２）の有機農業には、県内有機農産物の流通、販売や有機加工食品の製造、流通、販売も含む

第３ 事業の採択要件

事業の採択に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

１ 共通事項

（１）事業実施主体が、環境を守る農業宣言（「環境を守る農業宣言」推進事業実施要領（平成 19 年 7 月 3 日付け農畜第 2874 号）第 2 に定める宣言）を行っている又は行うことが確実と見込まれる者であること（市町村は除く）。

（２）安全で美味しい島根の県産品認証制度の取得に努めること。

２ チャレンジ事業

事業期間は 2 カ年を限度とし、事業実施後には、本格的な実践への移行又は自己資金等による運営が見込まれること。

なお、上記期間には、みんなでつくる有機の郷事業実施要綱（平成 23 年 5 月 10 日付け農畜第 89 号）に基づく有機農業チャレンジ事業及びみんなでひろげる有機の郷事業費補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け農畜第 1768 号）別記（１）の第 2 の（１）のチャレンジ事業の期間も含むものとする。

３ 実践拡大支援事業

（１）事業実施終了の翌年度から 5 年以内に、有機農業による経営の安定化（収量確保・品質安定、販売先の確保）が見込まれること。

（２）事業実施年度の翌年度から 2 年以内に島根県エコロジー農産物推奨制度の「不使用」区分又は有機 J A S 認証への申請を行うことが確実に見込まれること。

第４ 事業の実施期間

平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間とする。

第５ 事業の実施手続き

１ 事業実施（変更）計画の審査

（１）事業実施主体は、事業計画審査依頼書（様式第 1 号）に事業実施計画書（生産者様式第 1 号－ 1 又は 2）を添付し、事業実施主体の事務局が所在する市町村長に提出するものとする。

（２）市町村長は、（１）により提出された事業実施計画書を隠岐支庁・農林振興センターを経由して知事に提出するものとする。

（３）知事は、事業実施計画書の内容を審査し、その結果を通知するものとする。

なお、事業審査にあたっては、第 6 に定める外部審査委員の評価を踏まえるものとする。

（４）事業実施主体は、交付要綱第 4 に基づき重要な変更を行おうとするときには、事業計画変更審査依頼書（様式第 2 号）に事業実施変更計画書（生産者様式第 1 号－ 1 又は 2）を添付し、（１）から（２）に準じて提出するものとする。

(5) 知事は(4)により提出された事業実施変更計画書の内容を審査し、その結果を通知するものとする。

なお、必要と認める場合には、第6に定める外部審査委員の評価を踏まえるものとする。

2 補助金(変更)交付申請

(1) 事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた場合は、交付要綱第5に基づき、補助金交付申請書(様式第3号)に事業実施計画書(生産者様式第1号-1又は2)を添付し、農産園芸課に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、事業実施変更計画の承認を受けた場合は、交付要綱第6に基づき、補助金変更承認申請書(様式第4号)に事業実施変更計画書(生産者様式第1号-1又は2)を添付し、農産園芸課に提出するものとする。

3 実績報告

事業実施主体は、交付要綱第9に基づき、補助金実績報告書(様式第7号)に事業実績報告書(生産者様式第2号-1又は2)を添付し、農産園芸課に提出するものとする。

4 事業達成状況報告

(1) 第2の(2)の事業を実施する事業実施主体は、達成状況報告書(様式第8号)に事業達成状況報告書(生産者様式第3号)を添付し、事業実施年度の翌年度から5年間、毎年4月末日までに市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)により提出された事業達成状況報告書を、毎年5月末日までに隠岐支庁・農林振興センターを経由して知事に提出するものとする。

5 その他書類の提出先

事業実施主体は、交付要綱第6第2項に基づく事業遂行状況報告書(様式第11号)、交付要綱第7に基づく補助金概算払請求書(様式第5号)、交付要綱第8に基づく事業完了報告書(様式第6号)については、農産園芸課に提出するものとする。

第6 外部審査

知事は、事業の実施計画の評価を行うため、外部審査委員による審査を実施する。

外部審査の対象事業は、以下のとおりとする。

1 第2の(1)の事業

(1) 事業実施主体が提出する書類に基づく審査

2 第2の(2)の事業

(1) 補助対象事業費 1,000 千円未満 事業費事業実施主体が提出する書類に基づく審査

(2) 補助対象事業費 1,000 千円以上 事業費事業実施主体が提出する書類及びプレゼンテーションに基づく審査

ただし、本事業において、過去に書類及びプレゼンテーションに基づく審査を受けた事業実施主体で、かつ類似した事業内容の場合は、外部審査委員によるプレゼンテーション審査を省略することができる。

また、事業内容が有機 JAS 認証取得のみの場合は、外部審査委員による審査を省略することができる。

外部審査に関して必要な事項は、別に定める。